

性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書

性暴力被害にあつては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生じている。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎない。

性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性暴力被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受け、中長期的にも支援が継続されるよう、ワンストップ支援センターを法定化し、各都道府県での設置、適切な支援の提供、支援を行う人材の育成、安定的な運営が確保されるようにすべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置、適切な支援の提供を含め、下記の事項を含む施策の早急な実施を要望する。

記

- 1 性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定し、被害者に寄り添う形での緊急時、中長期にわたる支援を法定化すること。
- 2 法律に基づき、性暴力被害者に対する支援のための施策を総合的に策定し、あわせて、被害者に寄り添う支援を行うための人材育成等、必要な財政上等の措置を講ずること。
- 3 政府は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

三鷹市議会議長 穴 戸 治 重